

《法定外公共物制限行為許可申請書の提出について》（2部提出）

- ① 法定外公共物制限行為許可申請書
 - ② 位置図（住宅地図等の写し）
 - ③ 字絵図（公図の写し）
 - ④ 排水計画図
 - ・敷地内排水経路、浄化槽、集水桝の位置、落とし口の位置を明示してください。
 - ・落とし口は、原則1敷地1箇所としてください。ただし、敷地形態、敷地規模及び周辺の排水施設の排水能力等やむを得ない場合は除く。
 - ⑤ 断面図（集水桝→排水管→水路までの断面図）
 - ・集水桝の泥溜めを300mm以上確保してください。
- * 羽島用水土地改良区の管内については、羽島用水土地改良区への申請になりますので、事前にご確認ください。
- * 道路を横断して水路への排水の場合は道路占用許可申請書での申請になります。